

札幌市競争入札参加資格審査（物品・役務）

申請の手引き

（令和8年4月13日～申請者用）

本申請の手引きは、物品・役務の追加登録申請を希望される方が、申請を行うにあたり、資格要件や申請書の入力等について留意していただく事項について記載しています。申請にあたっては必ずこの手引きをお読みください。

<目次>

1	競争入札参加資格要件	P. 2
2	参加資格の審査基準日	P. 3
3	申請期間	P. 3
4	申請の流れ（概要）	P. 4
5	申請の流れ（詳細）	P. 5
6	申請内容入力・送信時の注意事項	P. 6
7	提出書類について	P. 7
8	提出書類の注意事項	P. 10
9	申請業種に係る留意事項	P. 12
10	参加資格の認定通知等	P. 13
11	変更届出の申請について	P. 14
12	参加資格の取り消し	P. 14
13	お問い合わせについて	P. 15

<別表>

1	下書きシート	P. 17
2	中小企業者の範囲	P. 23
3	資格要件	P. 24
4	健康診断実施及び社会保険等加入の確認書類	P. 25
5	業種分類表	P. 26
6	一般サービス業に関する許可・登録等コード表	P. 33

1 競争入札参加資格要件

申請を行うには、次の資格要件を満たすことが必要となります。

<一般要件>

次の各号のいずれかに該当する方は参加資格審査を申請することはできません。

- (1) 特別の理由がある場合を除くほか、次のいずれかに該当する者
 - ア 契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 役員等（申請者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者等をいう。以下同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- (2) 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事実があった後、3 年を経過しない者（ただし、これらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止の措置を受けた者を除く。）
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法第 2 3 4 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ 競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 直前 1 期の決算（事業年度に基づく決算。当該期の会計期間が 12 月に満たない場合は直前 2 期の決算）における製造、販売、請負等の実績高がない者
- (4) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2 年を経過しない者
- (5) 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者

<個別要件>

次に掲げる要件に該当していなければなりません。

- (1) 別表 3 「資格要件」に掲げる業種に申請する場合

次の業種に申請する場合は、審査基準日において、別表 3 「資格要件」(P. 24) に掲げる資格要件を満たしていること。

- ア 電力業
- イ 警備業

- ウ 建物設備等保守管理業（小分類(3)消防設備保守点検業）
- エ 除雪サービス業（小分類(1)排雪運搬業）
- オ 公園街路樹等管理業（小分類(1)公園街路樹等管理業）

(2) 「建物清掃業」、「警備業」又は「建物設備等保守管理業」に申請する場合

- ア 健康診断に関する労働安全衛生法の規定を遵守していること。
- イ 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となっていることについて関係機関に届出を行っている者であること（ただし、届出を行う義務のない者を除く）

2 参加資格の審査基準日

申請日の属する月の初日（1日）

3 申請期間

インターネットを利用して、入札参加資格申請システムより申請書を入力・送信（以下、電子申請という。）し、P.7～10「7 提出書類について」に掲げる書類を送付してください。

参照) 「ホーム」－「観光・産業・ビジネス」－「入札・契約」

－「入札参加資格情報」の「入札参加資格申請システム」

(https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/1_system.html)

<申請期間>

令和8年4月13日（月）から令和9年2月10日（水）まで

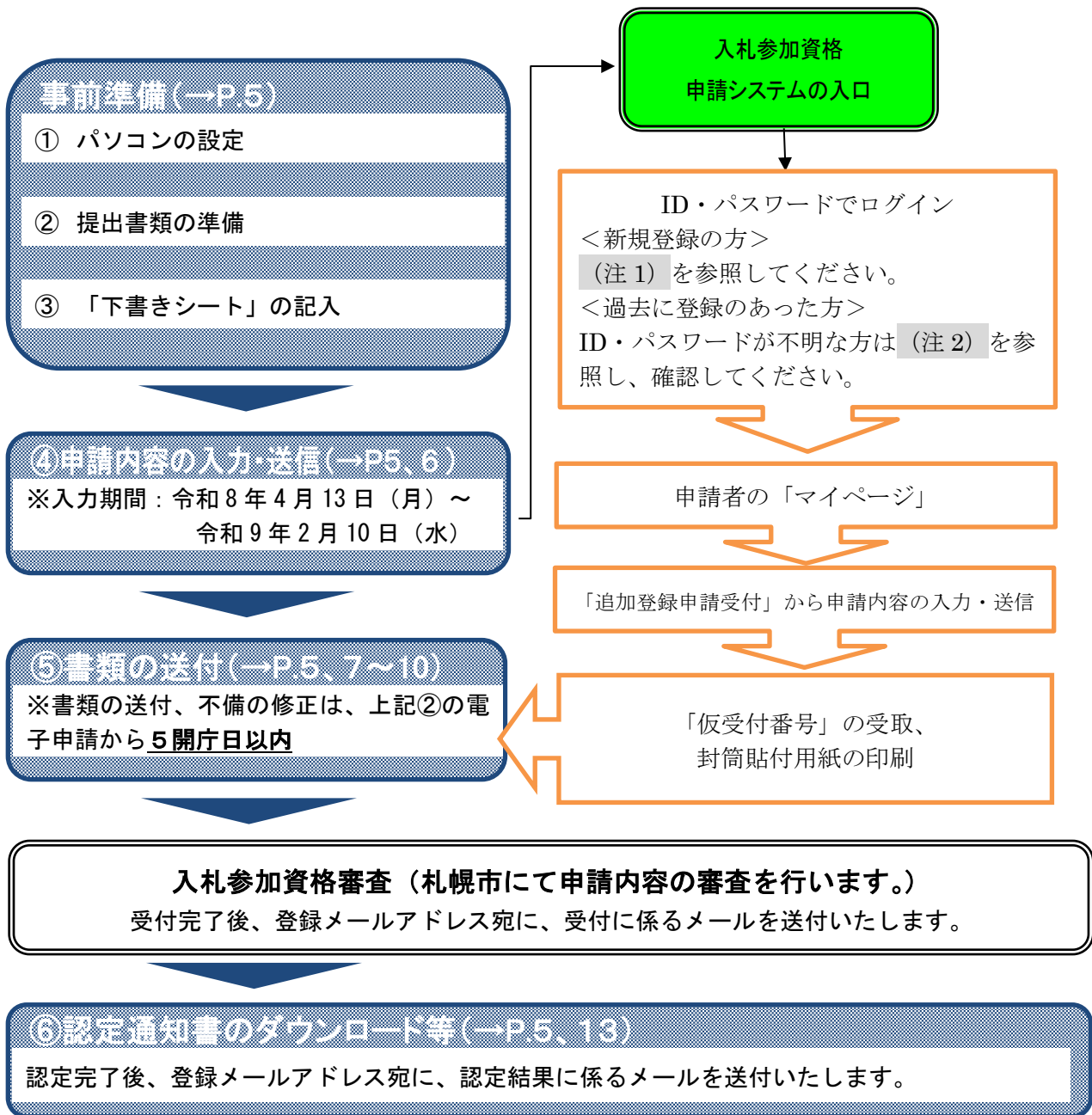
（ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

<システムの入力可能時間>

午前9時00分から午後5時00分まで

※添付書類の提出は、電子申請後5開庁日以内をお願いします。

4 申請の流れ（概要）



(注1) 初めて登録される方は、下記ページを参照のうえ、入札参加資格申請システムにて新規ユーザ登録し、「マイページ」を作成してください。

参照)「ホーム」－「観光・産業・ビジネス」－「入札・契約」－「入札参加資格情報」の「入札参加資格申請システム」－「操作マニュアル」－「新規業者登録編」

(https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/documents/02manual_sinkitoroku.pdf)

(注2) ID・パスワードが不明の方は、下記ページを参照してください。

参照)「ホーム」－「観光・産業・ビジネス」－「入札・契約」－「入札参加資格情報」の「入札参加資格申請システム」－「ID・パスワードをお忘れの方へ」

(https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/95_id_pass.html)

5 申請の流れ（詳細）

事前準備

① パソコンの設定

下記 URL より、「札幌市入札参加資格申請システム操作マニュアル 01 共通編」を参照のうえ、申請に使うパソコンの設定を確認してください。

参照)「ホーム」－「観光・産業・ビジネス」－「入札・契約」

－「入札参加資格情報」の「入札参加資格申請システム」－「操作マニュアル」

(https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/94_manyual.html)

② 提出書類の準備

申請内容により必要書類が異なりますので、P.7～10の「7 提出書類について」を参照し、提出書類を準備してください。

③ 「下書きシート」(P.17～22)の記入

「入札参加資格申請システム」上で申請内容を入力する際、入力等を行わずにサーバーと30分間通信しないしていると、タイムアウトになり、入力途中のデータが破棄されてしまいます。また、入力途中で一時保存することもできません。そのため、余裕を持って入力するために、入力する内容を事前に「下書きシート」に記入してください。

また、「下書きシート」には入力にあたっての注意事項も記載していますので、必ずご確認ください。

④申請内容の入力・送信（電子申請）

上記③で作成した「下書きシート」に基づき、「入札参加資格申請システム」上で電子申請を行ってください。

※操作方法は、上記 URL の「操作マニュアル」のうち、「01 共通編」及び「03 物品・役務登録編」をご一読ください。なお、新規で登録される方は、「02 新規業者登録編」もお読みください。

※入力にあたっては、P.6「6 申請内容入力・送信時の注意事項」もご確認ください。

⑤書類の送付

上記④が完了すると、「仮受付番号」が取得できます。

上記②で用意した書類のうち、本市の指定様式の上部にこの「仮受付番号」を記載し、電子申請から5開庁日以内に提出書類一式を送付してください。

入札参加資格審査審査（札幌市）

上記④にて送信された申請内容と、上記⑤にて提出された書類を札幌市が審査します。

審査の過程で確認事項等がある場合には、札幌市から連絡させていただきますので、添付書類一覧表（指定様式1）には、必ず札幌市からの問い合わせに対応可能な方の氏名等をご記載ください。

申請内容及び書類の確認が完了しましたら、登録メールアドレス宛にメールが届きますので、その内容をご確認ください。

⑥認定通知書のダウンロード等

認定が完了しましたら、登録メールアドレス宛に認定（不認定）に係るメールを送付いたします。メールが届きましたら、P.13「10 参加資格の認定通知等」をご覧ください。※認定通知書は、郵送等による送付はいたしません。

6 申請内容入力・送信時の注意事項

ID、パスワードについて

<新規登録の方>

操作マニュアル（URLはP.5①参照）の「02 新規業者登録編」を参考に仮ID・仮パスワードを取得してください。

なお、平成19・20年度以降に登録のあった方が、お持ちのID・パスワードではなく新たに仮ID・仮パスワードを取得して申請された場合、過去の実績等が引き継がれないことがありますのであらかじめご了承ください。

<過去に登録のあった方>

既に取得しているID・パスワードでシステムよりログインしてお進みください。ID・パスワードをお忘れの方は、P.15「Q1. ID・パスワードを忘れた」をご覧ください。

入力時に画面が変わらない場合

申請書入力時、「次へ」又は「入力完了」ボタンを押しても画面が変わらないときは、画面の最上部に赤字でエラーメッセージが出ていないか確認してください。

入力内容の誤りについて

申請していただいた各項目のうち、下記にあげる例のような明白かつ軽微な誤入力等の不備は、断りなく札幌市が補正いたしますので、あらかじめご了承ください。

- (例)・入力された総実績高と提出された財務諸表の売上高が異なる。
- ・入力不要の項目が入力されている。等

宛先の印刷

「宛先／添付書類」（仮受付番号と契約管理課宛先が書かれた用紙）を印刷してください。

ボタンを押しても画面が切り替わらない場合は、操作マニュアル（URLはP.5①参照）「01 共通編」のP.7以降をお読みください。**印刷が出来なかった場合、再印刷は出来ませんので、封筒に仮受付番号を手書きして送付してください。**

データの送信後、誤りに気づいた場合

修正事項がある場合、送信直後であれば、「申請書の状況確認／修正」メニューより「修正」の「表示」ボタンから修正が可能です。ただし、契約管理課では1時間に1回データの受信を行っており、一度受信されたデータは修正できなくなります。データの修正ができない場合は、添付書類提出時に、修正する箇所を記載した用紙を同封してください。様式は問いませんが、社判及び担当者の個人印を押印してください。書類の審査時に確認の上、軽微な誤りであれば契約管理課で修正します。業種の誤り等、申請者自ら修正すべきと判断した場合は補正の指示をいたしますので、メールが届きましたら修正入力をお願いします。修正入力の方法は、操作マニュアル「01 共通編」を参照してください。

7 提出書類について

提出書類は下表のとおりです。なお、提出書類のうち「指定様式」とあるものについては、以下のホームページよりダウンロードしてください。

- 参照)「ホーム」－「観光・産業・ビジネス」－「入札・契約」
- － 「入札参加資格情報」内の「追加登録申請受付について」
 - － 「物品・役務」の「8.各種様式」

(<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/29tsuika.html>)

- ※ 提出書類の中で「指定様式」としているものは、ダウンロードしたものを使用してください。
- ※ 指定様式をダウンロードする際に、添付されている記載例を必ず参照のうえ記載してください。
- ※ 審査基準日＝申請日の属する月の初日（1日）
- ※ 業種の追加の申請の場合は、1、3（該当する場合は、9～11）のみで申請できます。

	書類名称	備考	説明
1	添付書類 一覧表 指定様式1	すべての申請者	① 仮受付番号、連絡先を記入し、添付書類等に漏れがないか確認したうえで提出してください。 ② 行政書士等の方が代理申請を行う場合、代理人欄に連絡先を記入してください。
2	誓約書 指定様式2	すべての申請者 ※業種の追加の申請の場合は省略できます。	① 指定様式2「暴力団排除に関する誓約書」を提出してください。
3	法人の場合 登記事項証明書	すべての申請者 審査基準日の 3カ月以内 に 発行されたもの	① コピー可。審査基準日の3カ月以内に発行された最新の内容のもの。 ② 登記事項証明書は、現在事項又は履歴事項全部証明書どちらでも可。 ③ 登記上の本店所在地と、実際の所在地が異なる場合、実際の所在地をシステムに入力し、登記事項証明書に 赤字で「登記上と実際の所在地が異なります」と記載 してください。 ④ 登記事項証明書の「目的」の中から、 申請する業種に該当する部分に赤線を引いてください 。該当する箇所がない方は、取扱業種の確認のため、以下の書類のいずれか1部を提出してください。 ・実績が確認できるもの (契約書、契約の相手方が発行した請求関係の書類等の写し) ※コピー可、時期・相手方等は問いません。 ・当該業種に係る許可・登録の証明書等 (P.33～34のコード表にないものを含む)
	個人の場合 身分証明書		① コピー可。審査基準日の3カ月以内に発行された最新の内容のもの。 ② 身分証明書は、本籍地の市区町村で発行されます。 ※本籍地が札幌市の方は、各区戸籍住民課又は大通地下の証明サー

			<p>ビスコーナーにて発行されます。</p> <p>③ 取扱業種の確認のため、以下の書類のいずれか1部を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績が確認できるもの (契約書、契約の相手方が発行した請求関係の書類等の写し) ※コピー可、時期、相手方等は問いません。 ・当該業種に係る許可・登録の証明書等 (P. 33~34 のコード表にないものを含む)
4	<p>市区町村税の納税証明書</p> <p>すべての申請者 ※業種の追加の申請の場合は省略できます。</p> <p>審査基準日の 3カ月以内に発行されたもの</p>	<p>① コピー可。審査基準日の3カ月以内に発行されたもの。</p> <p>② 課税されているすべての税目について、未納がない又は滞納がない旨の証明書</p> <p>③ 契約の権限を委任しない場合は本店、委任する場合は受任者となる支店等の所在地の市区町村が発行する納税証明書</p> <p>④ 上記③の所在地が札幌市の場合 札幌市で納税状況を確認するため、提出は不要です。 ※ 審査基準日以前の納期限を超過した未納税があることが判明した場合は札幌市から連絡します。 ※ 上記未納税を審査基準日より後に納付した場合は「納税証明書(指名願)」を提出してください。 【注意】未納税があった場合は、申請したスケジュールの登録開始日に間に合わない場合がありますので、ご了承ください。</p> <p><請求・問い合わせ先> ・本庁2階税の証明窓口 ・各市税事務所 ※各区役所では取得できません。 ※札幌市が発行する「納税証明書(指名願)」の請求用紙は、ホームページからダウンロードしたものをご利用ください。</p> <p>⑤ 上記③の所在地が東京23区の場合 都税事務所が発行する納税証明書で、市区町村税に相当する税目(法人住民税、固定資産税、事業所税、都市計画税)のうち、課税されている税目についてそれぞれ直近の年度の証明を受けてください。</p> <p>※ 上記③の所在地が札幌市以外の場合、証明書の請求につきましては当該各市区町村等にお問い合わせください。</p>	
5	<p>消費税及び地方消費税の納税証明書</p> <p>法人の場合 「その3の3」 個人の場合 「その3の2」</p> <p>すべての申請者 ※業種の追加の申請の場合は省略できます。</p> <p>審査基準日の 3カ月以内に発行されたもの</p>	<p>① コピー可。審査基準日の3カ月以内に発行された最新の内容のもの。</p> <p>② 未納税額がないことの証明が必要となります。「その3の3」(個人の方は「その3の2」)を提出してください。消費税の未納がない旨が証明されている「その3」の証明書でもかまいません。 ※課税業者と非課税業者に関わりなく発行されます。</p> <p><請求・問い合わせ先> 本店の所在地を所管する税務署 ※e-Taxを使用したオンライン請求も可能ですが、電子証明書を提出書類として提出することはできませんので、必ず文書で証明を受けてください。</p>	

6	委任状 指定様式 3	契約締結権限等を委任する場合のみ ※業種の追加の申請の場合は省略できません。	① 札幌市以外に本社がある場合などで、代表権を持つ者から同一社内の責任権限のある支店長や営業所長等に、登録有効期間を通じて契約や請求・受領権限を委任する場合のみ必要です。 ② 記入の際は、P. 10～11「8 提出書類の注意事項」を必ず参照してください。
7	使用印鑑 届出書 指定様式 4	すべての申請者 ※業種の追加の申請の場合は省略できません。	① 入札書、契約書等の本市との取引にあたって使用する印鑑を届け出るものです。支店長や営業所長等に契約締結権限を委任する場合は受任者の印鑑になります。 ② 社印(社判、角印)等、個人を特定できない印鑑は原則使用できません。 ③ 記入の際は、P. 10～11「8 提出書類の注意事項」を必ず参照してください。
8	口座振替 依頼書 指定様式 5	すべての申請者 ※業種の追加の申請の場合は省略できません。	① 代金の受領と口座振替先指定の依頼書です。 ② 支店長や営業所長等に契約代金の請求・受領権限を委任する場合は受任者の口座である必要があります。受任者名義の口座がない場合は、会計管理課にお問い合わせください。(011-211-2142) ④ 記入の際は、P. 10～11「8 提出書類の注意事項」を必ず参照してください。
9	直前 2 期分の 財務諸表 貸借対照表 損益計算書	すべての申請者 ※業種の追加の申請の場合は省略できます。ただし、 <u>格付のある業種に申請する場合は省略できません。</u>	① コピー可。 ② 審査基準日の直前 2 期分が必要です。 ※決算期変更により 12 カ月に満たない決算期がある場合は、直前 3 期分が必要です。 ※設立直後で直前 1 期分の決算しか終えていない場合は、直前 1 期分のみで構いません。 ③ <u>法人の場合</u> 確定している決算書のうち、審査基準日の <u>直前 2 期分</u> の財務諸表(貸借対照表、損益計算書)を提出してください。 ※提出する決算書の中に、商号名の記載がない場合は、余白に商号名を記載のうえ、押印してください。 ④ <u>個人の場合</u> 税務署に提出している確定申告書のうち、審査基準日の <u>直前 2 期分</u> の財務諸表(貸借対照表、損益計算書を含む)を提出してください。 ※確定申告書の提出にあたっては、 <u>記載されているマイナンバーが見えないように塗りつぶし</u> たうえでご提出ください。 ※確定申告書に貸借対照表、損益計算書がない方、または格付のある業種(建物清掃業、警備業)に申請される方は財務諸表(指定様式 6)を提出して下さい。 ⑤ 業種の追加の申請の場合は省略できますが、格付のある業種(建物清掃業、警備業)に申請する場合は省略できません。
10	許可、免許、 登録等証明書	P. 24「資格要件」に挙げられた業種に申請する場合のみ	① コピー可。 ② <u>申請業種に別表 3「資格要件」(P. 24)に掲げられた業種を含む場合にのみ必要</u> です。該当する許可・登録等の証明書の写しを提出してください。

11	健康診断の実施及び社会保険等の加入確認書類	建物清掃業、警備業、建物設備等保守管理業 の登録を申請する場合のみ	① 別表4「健康診断実施及び社会保険等加入の確認書類」(P.25)を参照し、書類を提出して下さい。 ② 組合の場合は、組合についての確認書類のみで結構です。(原則、組合員個別の確認書類は不要。)
12	協同組合等組合員名簿	組合の場合のみ ※業種の追加の申請の場合は省略できます。	① コピー可。 ② 協同組合、協業組合等の場合のみ提出してください。

注1) 提出された書類は返却いたしませんのでご了承ください。

注2) 添付書類の到着等のお問い合わせには原則お答えできませんのでご了承ください。到着について確認されたい方は、配達証明等をご利用ください。

注3) **電子申請から5開庁日以内に書類の提出がない場合は、申請の意思がないものとみなし「申請不受理」の取扱いとさせていただきます。**

また、添付書類に不備や不足があった際は、電話等によりご連絡いたしますが、連絡後5開庁日以内に補完されなかった場合も同様の取扱いといたします。

・官公需適格組合にかかる格付審査の特例を希望される場合（格付のある業種のみ）

中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けた組合の方については、資格審査の等級区分の格付けに際して、実績などの審査項目について、組合と組合が指定した10者までの組合員の合算数値や平均数値の内容で申請することができます。

この場合、通常の添付書類の他に提出が必要となるものがありますので、詳しくは契約管理課へお尋ねください。(組合の実績のみによる申請も可能です。)

8 提出書類の注意事項

委任について

「委任する」とは、札幌市以外に本社がある場合などで、代表権を持つ者から、同一社内での責任権限のある支店長や営業所長等に、登録有効期間を通じて契約や代金の請求・受領の権限を委任することを言います。

1	委任しない	入札・見積、契約の締結、代金の請求・受領等を代表者が行う。委任状は不要。 例：入札書、契約書及び請求書を代表者名とする場合
2	契約・受領を委任する (全部委任)	資格の登録有効期間を通じて支店長等に入札・見積、契約の締結、代金の請求・受領等の権限を すべて 委任する。 例：入札書、契約書及び請求書を支店長名とする場合
3	契約のみを委任する (一部(①)委任)	資格の登録有効期間を通じて支店長等に入札・見積、契約の締結の権限のみを委任する。 例：入札書、契約書は支店長名、請求書は代表者名とする場合
4	受領のみを委任する (一部(②)委任)	資格の登録有効期間を通じて支店長等に代金の請求・受領の権限のみを委任する。「請求」と「受領」を分けて委

	任することはできません。 例：入札書、契約書は代表者名、請求書は支店長名とする場合
--	--

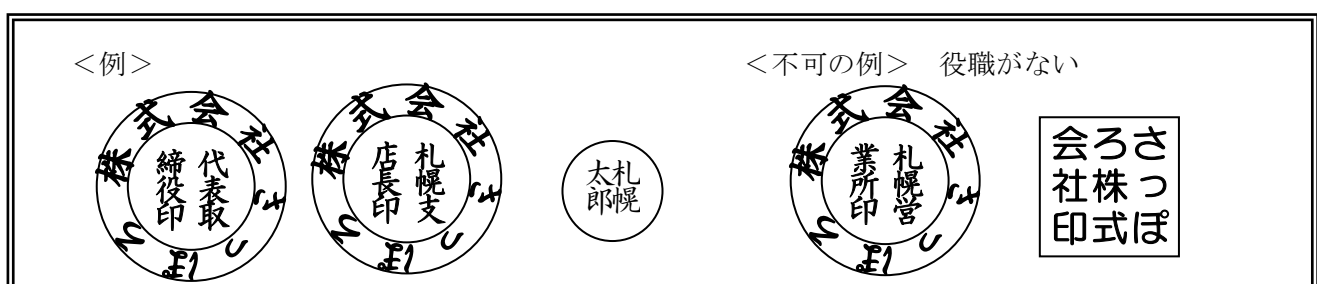
注1) 契約に関する委任と代金の請求・受領を別の者に委任することはできません。

注2) 委任者と受任者を同一人物とすることは原則できません。

※ 上記2、4を選択する場合は、受任者の口座が必要です。受任者名義の口座がない場合は、会計管理課（011-211-2142）にお問い合わせください。

印鑑について

- (1) 各書類に押印する印鑑は、社印(社判、角印)等、個人を特定できない印鑑は原則使用できません。役職名の入った印鑑又は代表者(受任者)の個人名の入った印鑑としてください。



- (2) **使用印鑑と請求受領印鑑は、同じ印鑑でなければなりません** (権限を持つ人が異なる場合を除く)。下表を参照し、同じ記号のところは、同じ印鑑を使って作成してください。

◇：本店代表者の印鑑 ●：支店長等受任者の印鑑

電子申請	委任状			使用印鑑届出書	口座振替依頼書
	委任区分	委任者印	受任者印	使用印鑑	請求・受領印鑑
委任しない	/			◇	◇
契約受領委任	全部	◇	●	●	●
契約のみ委任	一部(①)	◇	●	●	◇
受領のみ委任	一部(②)	◇	●	◇	●

※ なお、使用印鑑届出書の右上「参加資格者(本店)」の欄には代表者印が必要ですが、他の印鑑と同一でなくても構いません。

9 申請業種に係る留意事項

- (1) 別表5「業種分類表」(P.26～32)から希望する業種を選択して申請してください。
- (2) 等級格付を行う業種は、一般サービス業「12 建物清掃業」、「14 警備業」の2業種のみです。
審査基準は札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領別表5（経営規模等審査基準）及び別表7（等級区分表）に規定しています。
- (3) 以下の業務に入札参加を希望する方は、対応する留意事項を参照してください。

入札参加したい業務	対応する業種及び留意事項
印刷業	製造業「18 出版・印刷業」小分類「(2)印刷」 ※ 別途、 機械設備に関する書類の提出が必要 です。 詳細はこの手引きをダウンロードしたホームページの下部に掲載しておりますのでご確認ください。 ※ 自社の設備で印刷ができる方にご登録いただいています。
複写サービス業務 ※ 複写機（複合機を除く）を設置し、その適切な操作方法の指導を行うとともに、常時正常な状態で稼働させるために必要な保守（点検、清掃、調整、補修、部品交換及び用紙を除く消耗品の供給）を行うもの。	一般サービス業「10 速記・筆耕・複写業」 ※ 契約期間内の使用予定枚数（複数台の場合は合算した使用枚数）に基づいて、1枚あたりの複写使用料金の単価により契約することになります。
水道メーター取替業務（水道局）及び 下水道メーター検針業務（下水道河川局）	一般サービス業「22 上下水道施設等維持管理業」
市民助成トラック借上 （建設局雪対策室）	一般サービス業「20 除雪サービス業」 小分類「(1) 排雪運搬業」 ※ 契約にあたっては自社所有の事業用トラック（リース等は除く。）が、次のいずれかに該当することが条件となります。（協同組合の場合は、組合員所有の事業用トラックを自社所有とみなします。） (1) ダンプトラック（10t級） (2) 4tトラック（平ボデー車又はダンプ）
公園街路樹等維持管理業務 （建設局みどりの推進部及び各区土木部）	一般サービス業「21 (1) 公園街路樹等管理業」 ※ 「造園工事業」の建設業許可を受けていることが資格要件となります。
建具等修繕 ※ 建設業許可取得を要しない小規模工事	一般サービス業「5 機械・家具等保守・修理業、 市有施設等小規模修繕業」 ※ 小分類「(5)市有施設等小規模修繕業」を選択してください。

10 参加資格の認定通知等

追加登録申請における資格の有効期間は、競争入札参加資格認定通知書による通知日の翌月 1 日から令和 12 年（2030 年）3 月 31 日までとなります。

参加資格の審査結果が決定したときは、基本情報に登録されたメールアドレス宛てに連絡いたします。認定（不認定）通知書は、申請時に使用した ID とパスワードで「入札参加資格申請システム」にログインをして、取得していただけます。詳細は以下の「認定通知書の確認手順」をご覧ください。

なお、認定（不認定）通知書は、郵送等による送付はいたしません。

<初めて札幌市に資格登録された方（仮 ID (a*****)) で申請を行った方）へ>

初めて札幌市に資格登録された方（仮 ID で申請を行った方）については、「入札参加資格申請システム」の審査結果確認画面で、正式な ID・パスワードが表示されます。以降は、本 ID とパスワードを使用してログインすることになりますので、メモなどに控え大切に保管してください。

～ 認定通知書の確認手順 ～

The flowchart shows the process starting from the '入札参加資格申請システムの入口' (Entrance to the Bid Participation Qualification Application System), leading to the applicant's 'マイページ' (My Page), and then to the '申請者の状況確認/修正' (Check/Modify Applicant Status) page. Below this, two screenshots illustrate the steps:

申請状況確認 (Application Status Confirmation)

現在、以下の申請書が届けられています。

仮受付番号	申請書名	受付状況	補正指示	修正	受付結果	審査結果
BZ*****	競争入札参加資格申請書(物品・役務)	審査終了	有	表示	修正	表示

※申請書の表示は、申請書名をクリックしてください。

メニューへ戻る

インターネット申請 審査結果確認 (Internet Application Review Result Confirmation)

以下の審査結果を確認してください。

受付番号	BZ*****
審査結果	正常に登録されました。
ID	
パスワード	

※下記の[通知書]ボタンより通知書を開覧してください。

【通知書】ボタンをクリックして、認定通知書 (PDF ファイル) を取得してください。

通知書 閉じる

ページが表示されました

11 変更届出の申請について

- (1) 参加資格者は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに変更届出申請し必要な添付書類を提出してください。詳細は、下記 URL より「変更届の手引き」を参照してください。
参照)「ホーム」－「観光・産業・ビジネス」－「入札・契約」－「入札参加資格情報」
－「入札参加資格の登録内容変更届」

(https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/94_manyual.html)

本市に必要な添付書類が届き内容を確認した日をもって、当該事項の変更があったものとして取り扱います。なお、変更届は電子申請により受け付けます。

※変更届に対し、認定通知書の発行はありません。また、商号名又は名称、代表者氏名等に変更があった場合も認定通知書の内容は変更されません。

本店情報	商号又は名称	代表者（肩書を含む）
	所在地	電話番号・FAX番号
メールアドレス		
使用印鑑		
受任者（支店）情報 （委任区分）	支店等名称	受任者（肩書を含む）
	所在地	電話番号・FAX番号
業種関係	小分類又は取扱品目の追加・削除	
	中分類の辞退	
許可・登録等		

- (2) 解散、廃業、合併、事業（営業）譲渡、又は会社分割等が行われたときは、変更届申請とは別の手続きが必要となりますので速やかに申し出てください。また、この場合は電子申請による手続きは出来ませんので、変更事項があっても、変更届申請は行わないでください。

参照)「ホーム」－「観光・産業・ビジネス」－「入札・契約」－「入札参加資格情報」
－「合併等の届出、入札参加資格の辞退届出」

(https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/90_gappei.html)

<新規で登録される方へ>
追加登録申請の際は、仮ID・仮パスワードを取得する際に入力した情報が初期表示され、修正も可能です。申請後に変更事項があった場合は、名簿公開日以降に変更届を申請してください。このときの電子申請は、本ID・本パスワードでログインしてください。
<以前登録があった方へ>
追加登録申請の際は、すでにお持ちの本ID・本パスワードで申請してください。このとき、当時の基本情報が初期表示されますので、必要に応じて内容を修正してください。申請後に変更事項があった場合は、名簿公開日以降に変更届を申請してください。
<申請日現在、登録がある方へ>（業種追加の申請をする方、工事に登録がある方）
申請の際は、基本情報が初期表示され、内容の修正はできません。内容に変更がある場合は、別途変更届出を行ってください。

12 参加資格の取り消し

参加資格者が、次のいずれかに該当することになったときは、その参加資格を取り消すことがあります。

- (1) 参加資格申請において虚偽の申請をしたことが判明したとき。
- (2) 参加資格に必要な許可、免許、登録等を有しないこととなったとき。
- (3) 上記1の<一般要件>に該当したとき（ただし、(3)に該当する場合を除く）。

13 お問い合わせについて

よくあるお問い合わせ

Q 1. ID・パスワードを忘れた

A 1. 入札参加資格申請システムから「ID/パスワード確認の申請」をすることができます。詳しくは下記ホームページを参照してください。

参照)「ホーム」－「観光・産業・ビジネス」－「入札・契約」－【入札参加資格情報】の「入札参加資格申請システム」「入札参加資格申請システム」－「ID・パスワードを忘れの方へ」

(https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/95_id_pass.html)

Q 2. 登録が可能な業種はいくつまでか

A 2. 物品・役務については制限がありません。いくつでも登録可能です。

Q 3. 常勤職員の範囲について

A 3. 常時雇用している従業員数を記入してください。本店及び全ての支店を含んだ全体の人数です。代表者及び役員は含みません。代表者や役員以外の職員がいない場合には、「0」を入力してください。また、パート職員、アルバイト職員は含みません。

Q 4. 入札参加資格申請システムで入力できない文字がある

A 4. JIS 第1水準または JIS 第2水準以外の文字（環境依存文字等）は使用できません。入力したい文字に近い平易な文字（常用漢字等）に置き換えて入力してください。なお、ご提出いただく書類については、本来の文字でご記入ください。

Q 5. 既に現年度の資格を有しているが、業種を追加したい

A 5. 中分類以上の業種の追加については、追加登録申請によりお手続きください。既にお持ちの中分類の中の、小分類及び取扱品目の追加は、変更届にて受付いたします。参照)「ホーム」－「観光・産業・ビジネス」－「入札・契約」
－「入札参加資格情報」→「入札参加資格の登録内容変更届」

(https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/8_henko.html)

Q 6. 変更届出を申請したが連絡が来ない

A 6. 変更届が受理されたときは、登録しているメールアドレス宛に受理された旨のメールを送信します。なお、変更届に対し、認定通知書の発行はありません。

Q 7. 追加登録申請はいつ認定されるのか

A 7. 入札参加資格申請システムでの申請後、必要書類が不備なくそろったときを受理日とし、受理日に応じて認定される日及び登録の有効期間が決まります。詳しくは下記ホームページの「令和8年度追加登録スケジュール詳細（物品・役務）」を参照してください。

参照)「ホーム」－「観光・産業・ビジネス」－「入札・契約」－「入札参加資格情報」の「追加登録申請受付について」

入札参加資格 Q&A について

上記の他にも、ホームページに入札参加資格申請 Q & A を掲載しているので参考にしてください。
参照) 「入札参加資格情報」 → 「入札参加資格審査申請」 → 「入札参加資格 Q & A」
(https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/11_questio.html)

お問い合わせ先・書類提出先

札幌市財政局管財部契約管理課調整係
〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
電 話 0 1 1 - 2 1 1 - 2 1 5 2
F A X 0 1 1 - 2 1 8 - 5 1 4 6

下書きシート【競争入札参加資格申請書（物品・役務）】

注意事項をよくお読みの上、システムへ入力する前の下書き用としてお使いください。
レイアウト等は、システムと一部異なります。

1/3ページ

●初めて登録される方

1/3ページでは、「仮ID/パスワード」の取得（新規ユーザ登録手続き）を行った際に入力した基本情報が初期表示されます。必要に応じて修正してください。

●令和7年度以前の名簿に登録していた方

1/3ページ、2/3ページでは以前登録していた本店情報、受任者（支店等）等が初期表示されます。必要に応じて修正してください。

●既に令和8～11年度名簿の登録があり、業種を追加される方

1/3ページ、2/3ページでは現在登録している本店情報、受任者（支店等）等が初期表示され、修正はできません。現在既に変更となっている箇所がある場合は、別途変更届を出してください。

なお、現在工事・建設関連サービス・道路維持除雪の登録があり、新たに物品・役務を登録される方は、1/3ページの本店情報のみ初期表示されます。

●使用できる文字

文字は、JIS第1水準またはJIS第2水準を使用してください。

それ以外の文字を使用すると登録時にエラーとなり登録できませんので、平易な文字に置き換えてください。

●「※」の箇所は必須項目です。

申請者（本店） ※令和8～11年度名簿に登録のある方は初期表示され、修正できません。

●郵便番号、本店所在地

- ・登記上の本店所在地と、実際の所在地が異なる場合は、実際の所在地としてください。
- ・工事の登録を申請される予定の方は、建設業許可上の主たる営業所の所在地としてください。
- ・個人の場合は、実際に営業を行っている事業所の所在地としてください。

・【郵便番号】を入力し「検索」ボタンをクリックすると、【本店所在地】の一部が自動的に表示されます。不足部分を入力してください。

・「入力された郵便番号に合致する住所データは存在しません。」という表示が出る場合は、【本店所在地】欄に直接入力してください。

・【本店所在地】が札幌市以外の方は、都道府県名から入力してください。

●代表者役職名、代表者名


- ・法人の場合は、本店代表者、個人の場合は、代表者です。
- ・札幌市と取引する際に使用する役職名を入力してください。登記上の表示と異なる役職名を使用する場合は、そちらを入力してください。
- ・個人の場合は、「代表」又は「代表者」と入力してください。

商号又は名称 ※	<div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div> <p>◎ 次の商号については省略してください。「() (括弧)」は全角文字を使ってください。 株式会社→(株) 合資会社→(資) 協同組合→(協) 社会福祉法人→(社福) 有限会社→(有) 協業組合→(協業) 協同組合連合会→(協連) (合名会社)→(名) 企業組合→(企組) ◎ 上記以外の商号(「一般財団法人」など)は、略称を使わず全て入力してください。</p>
商号又は名称(フリガナ) ※	<div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div> <p>◎ 「カブシキガイシャ」や「ユウゲンガイシャ」等は省略してください。</p>
代表者役職名 ※ ／代表者名	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 25px; margin-right: 10px;"></div> <div style="margin-right: 10px;">姓:</div> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 25px; margin-right: 10px;"></div> <div style="margin-right: 10px;">名:</div> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 25px;"></div> </div> <p>◎ 役職名はプルダウンから選択します。 ◎ 役職名が選択肢にない場合は「その他」を選択のうえ、直接入力してください。</p>
所在地区分 ※	<p>市内 ・ 道内 ・ 道外 ・ 国外</p> <p>◎ 本店の所在地で、あてはまるものを1つ選んでください。</p>

郵便番号 ※	<input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="button" value="検索"/>	<p>※ システムでは、必ず「検索」ボタンをクリックしてください。 (クリックしないと所在地を入力できません)</p>
所在地区(市内)	中央区・北区・東区・白石区・厚別区・豊平区・清田区・南区・西区・手稲区 ◎ 郵便番号を入力し「検索」すると、所在地が札幌市内の場合に自動的に表示されます。	
本店所在地 ※	<input type="text"/> ◎ 原則として、数字は算用数字を使用してください。 ◎ 条、丁目を入力し、番地等は「-」(全角マイナス)でつなげてください。 誤) 北一条西二丁目一番二十号 正) 北1条西2丁目1-20	
電話番号 ※ /FAX番号 ※	<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> / <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>	
メールアドレス ※	<input type="text"/> ◎ 申請の不備の連絡や認定通知等の受け取り等参加資格申請の連絡用に使います。 ◎ 一時的ではないアドレスを入力してください。会社等の代表メールアドレスでも、ご担当者のメールアドレスでもかまいません。代理人による申請の場合は、代理人のメールアドレスを入力してください。	

基本情報	
資格者番号	(入力の必要はありません。)
債権者コード(物品・役務)	<input type="text"/> ◎ 新規の方は入力不要です。令和4~7年度の物品・役務に登録されている方は初期表示されます。
申請区分	物品・一般サービス
企業区分 ※	中小企業 ・ 大企業 ◎ 申請の手引き別表2(P.23)「中小企業者の範囲」を参照し、該当する方を選んでください。
官公需適格組合証明	番号
	取得年月日
◎ 中小企業庁が証明した官公需適格組合の場合のみ、官公需適格組合証明の番号と取得年月日を入力してください。(組員である個々の事業者は入力する必要はありません。) ◎ 取得年月日の「年」は、西暦4桁で入力してください。	

「次へ」ボタンを押しても画面が変わらないときは、
上部に赤字でエラーメッセージが出ていないか確認してください。

登録区分	新規 更新 (システム上自動的に表示されます。)
見積依頼用メールアドレス ※	<input type="text"/> ◎ 指名通知や見積依頼などの連絡用に使います。 ◎ 1/3ページで入力したものと同じでも、違って構いません。
受任者(支店等) ※ ●委任区分	※令和8~11年度物品・役務名簿に登録のある方は修正できません。 ・札幌市以外に本店を有している場合などで、資格の登録有効期間を通じて契約の締結権限等を委任することができます。 委任区分についての説明は、P.10の「委任について」の項目を参照してください。 ・「契約・受領を委任」又は「契約のみを委任」を選択した場合、「商号又は名称」以下を入力してください。
●所在地等	・所在地などの入力方法は、本店と同じですので、本店の項目を参照してください。
委任区分 ※	委任しない ・ 契約・受領を委任 ・ 契約のみを委任 ・ 受領のみを委任 ◎ いずれかを選択してください。「委任しない」「受領のみを委任」を選択した場合、以下入力不要です。
商号又は名称 ※	<input type="text"/> ◎ 本店情報で入力した名称に支店等名を続けて入力してください。 (例:〇〇(株)〇〇支店) ◎ 「() (括弧)」を入力するときは、全角文字を使ってください。
商号又は名称(フリガナ) ※	<input type="text"/> ◎ 「カブシキガイシャ」や「ユウゲンガイシャ」等は省略してください。
代表者役職名 ※ /代表者名	<input type="text"/> 姓: <input type="text"/> 名: <input type="text"/> ◎ 役職名はプルダウンして選択します。(例:支店長、札幌支店長、支社長、所長) ◎ 役職名が選択肢にない場合は「その他」を選択のうえ、直接入力してください。
郵便番号 ※	<input type="text"/> - <input type="text"/>  ※ システムでは、必ず「検索」ボタンをクリックしてください。 (クリックしないと所在地を入力できません)
所在地区(市内)	中央区・北区・東区・白石区・厚別区・豊平区・清田区・南区・西区・手稲区 ◎ 郵便番号を入力し「検索」すると、所在地が札幌市内の場合に自動的に表示されます。
支店等所在地 ※	<input type="text"/> ◎ 原則として、数字は算用数字を使用してください。 ◎ 条、丁目を入力し、番地等は「-」(全角マイナス)でつなげてください。 誤)北一条西二丁目一番二十号 正)北1条西2丁目1-20
電話番号 ※ /FAX番号 ※	<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> / <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>

自己資本額

●「建物清掃業」、「警備業」に申請する方のみ入力してください。

- ・法人については、貸借対照表の「純資産の部」の純資産合計を入力してください。
- ・一般財団法人等の方は、貸借対照表の「正味財産の部」の正味財産合計を入力してください。
- ・個人事業者の方は、貸借対照表の数字を元に下記のとおり計算して入力してください。
元入金+本利益+事業主借-事業主貸……自己資本額
- ・個人事業者の方で、確定申告書に貸借対照表がない方は、様式6「財務諸表（個人用）」を作成し、それに基づいて入力してください。
- ・入力する額がマイナスとなる場合は、金額の前に「-（マイナス）」を入力してください。

法人個人区分 ※	法人 ・ 個人		
法人	純資産(資本)合計 ※	千円	※「建物清掃業」、「警備業」に申請しない方は、入力しないでください。
個人	元入金+本利益+事業主借-事業主貸 ※	千円	

貸借対照表の純資産の部にある純資産合計です。
資本金や負債・純資産の部合計(負債・資本の部合計)ではありませんのでご注意ください。

製造業、卸小売業及び一般サービス業申請者用申請業種

- ・別表5「業種分類表」(P.26~32)を参照し、申請業種を選択してください。
- ・申請できる業種は、営業又は事業目的として登記されている業種です。登記されていない場合は、契約書等の提出が必要となりますので、3 実績が確認できるもの(P.7~8)を参照してください。

製造業	中分類選択			
NO.	申請業種			
卸小売業	中分類選択			
NO.	申請業種			
1 クリア	中分類 ※			
	小分類選択	小分類※		
		小分類※		
一般サービス業	中分類選択			
NO.	申請業種			
1 クリア	中分類 ※			
	小分類選択	小分類※		取扱品目
		小分類※		取扱品目
2 クリア	中分類 ※			
	小分類選択	小分類※		取扱品目
		小分類※		取扱品目

<入力時操作方法>

① 大分類ごとに、「中分類選択」ボタンをクリックしてください。

中分類の一覧が表示されるので、申請したい業種にチェックを入れます。

② 中分類を選択すると、中分類ごとに「小分類選択」ボタンが表示されます。これをクリックし、小分類・取扱品目を選択します。必ず一つ以上選択されないと次に進めません。

総実績高

●「建物清掃業」、「警備業」に申請する方のみ入力してください。

- ・株式会社、有限会社の方は、財務諸表の「損益計算書」中の「総製造・販売高（売上高）」を入力してください。
- ・株式会社、有限会社以外の方は、「事業収入」に該当する額を入力してください。
- ・個人事業者の方は、「所得税青色申告決算書」の「損益計算書」中の「売上（収入）金額」を記入してください。
- ・個人事業者の方で、確定申告書に「損益計算書」がない方は、様式6「財務諸表（個人用）」を作成し、それに基づいて入力してください。
- ・直前1期分の決算しか終わっていない場合は、同じ数字を入力してください。
- ・事業年度の月数が12ヵ月に満たない場合は次のとおり計算してください。
 - <決算期を変更したことにより事業年度の月数が12ヵ月に満たない場合>
 - (不足している年度の前の決算の実績高) ÷ 12月 = 月平均実績高…… (A)
 - (A) × 不足する月数 = 不足月分の実績高…… (B)
 - (B) + (不足している年度の実績高) = (当該1年度分の実績高)
 - <会社創立後1事業年度しか経過していない場合>
 - (直前第1事業年度) ÷ 経過月 = 月平均実績高…… (C)
 - (C) × 12月 = 当該1事業年度の実績高

※「建物清掃業」、「警備業」に申請しない方は、入力しないでください。

直前第2年度分決算	千円	
直前第1年度分決算	千円	」

業種別年間実績高

●「建物清掃業」、「警備業」に申請する方のみ入力してください。

- ・契約の相手方を問わず、建物清掃業・警備業に対する売上高を入力してください。

建物清掃業	
直前第2年度分決算	千円
直前第1年度分決算	千円
警備業	
直前第2年度分決算	千円
直前第1年度分決算	千円

許可・登録等

- ・大分類「一般サービス業」に申請している方で、該当するものがあれば「追加」ボタンをクリックし、選択してください。
- ・別表6「一般サービス業に関する許可・登録等コード表」(P.33)を参照してください。
- ・許可、登録等を取得していることが登録要件となっている業種がありますので、別表3「資格要件」(P.24)にてご確認ください。

NO.	コード番号	許可・登録等名称
1		
2		
3		
4		
5		

戻る

次へ

「次へ」ボタンを押しても画面が変わらないときは、上部に赤字でエラーメッセージが出ていないか確認してください。

常勤職員数

- ・審査基準日において常時雇用している従業員数を入力してください。役員や個人事業主は数に含まれません。また、パート職員、アルバイト職員も数に含まれません。
- ・役員等以外の従業員が0人の場合は、「0」と入力してください。
- ・本社および全ての支店を含んだ、会社全体の人数としてください。

常勤職員数 ※

人

流動比率

- 「建物清掃業」、「警備業」に申請する方のみ入力してください。
- ・貸借対照表の流動資産及び流動負債の金額を入力してください。

「建物清掃業」、「警備業」に申請しない方は、入力しないでください。

(1)流動資産

千円

(2)流動負債

千円

流動比率(1)÷(2)×100

% (システム上自動的に表示されます。)

営業年数

- ・創業年月日を入力してください。「年」は西暦4桁で入力してください。
- ・休業又は転廃業の期間がある場合は、その期間も入力してください。

創業 ※

年 月 日

休業又は転廃業の期間

年 月 日 から 年 月 日間

現組織への変更

年 月 日

営業年数

年 (システム上自動的に表示されます。)

戻る

次へ

「次へ」ボタンを押しても画面が変わらないときは、上部に赤字でエラーメッセージが出ていないか確認してください。

(「次へ」ボタンを押すと次の画面に遷移しますが、入力していただく項目はありませんので、そのまま画面下の入力完了ボタンを押してください。)

戻る

入力完了

中 小 企 業 者 の 範 囲

官公需確保法第2条第1項及び同法施行令第1条の規定により、企業の主たる業種に応じ、下表のAまたはBのいずれかに該当する場合は中小企業者となります。それ以外は大企業となります。

番号	主たる業種	(A)資本の額又は出資の総額	(B)常時使用する従業員の数
1	製造業、建設業、運送業、 その他の業種（2以降を除く。）	3億円以下	300人以下
2	卸売業	1億円以下	100人以下
3	小売業	5千万円以下	50人以下
4	サービス業	5千万円以下	100人以下
5	ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
6	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
7	旅館業	5千万円以下	200人以下
8	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合 連合会、商工組合、商工組合連合会、商店 街振興組合、商店街振興組合連合会	構成員たる事業者の3分の2以上が上記 1～7のいずれかに該当するもの	
9	企業組合、協業組合		

注1) 従業員には会社役員、個人事業者の事業主を含みません。

注2) 官公需確保法の対象にならない方のうち、NPO法人、社会福祉法人などの非営利法人は「中小企業」として取り扱うものとします。

注3) 官公需確保法の対象ではないその他の営利法人の方は、上記の表に準じるものとします。

＜ 資 格 要 件 ＞

○ 資格が必要な申請業種と資格の内容について

申請業種に対応する必要な資格等を有していることが要件となります。

大分類	中 分 類		必 要 な 資 格 等
	小 分 類		
卸小売業	21 電力業		<p>電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 3 号に定める小売電気事業者である者。</p> <p>※同法第 2 条の 4 第 2 項の規定による経済産業大臣通知の写しまたは資源エネルギー庁が公表している登録小売電気事業者一覧の該当ページを提出してください。</p>
	一般サービス業	14 警備業	
(2) 機械警備業		<p>警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 40 条に基づき北海道公安委員会に機械警備業務開始届出書を提出している者。 ※機械警備業務開始届出書の写しを提出してください。</p>	
15 建物設備等保守管理業			
(3) 消防設備保守点検業		<p>札幌市火災予防条例（昭和 48 年条例第 34 号）第 69 条及び札幌市火災予防規則（昭和 48 年規則第 64 号）第 16 条第 15 号に規定する消防設備業届出書を消防長へ届け出ている者。 ※消防設備業届出書の写しを提出してください。</p>	
20 除雪サービス業			
(1) 排雪運搬業		<p>貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 3 条に基づく一般貨物自動車運送事業許可を受けている者。（協同組合等の場合は、組合又は組合員のうち 1 人以上が一般貨物自動車運送事業許可を受けていること。） ※一般貨物自動車運送事業許可書の写しを提出してください。 （協同組合等の場合は、組合又は組合員（1 者）の許可書の写しを提出してください。）</p>	
21 公園街路樹等管理業			
(1) 公園街路樹等管理業		<p>建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に基づく許可のうち、造園工事業の建設業許可を受けている者。 ※建設業許可通知書の写しを提出してください。</p>	

健康診断実施及び社会保険等加入の確認書類
(建物清掃業、警備業、建物設備等保守管理業に申請する場合のみ必要)

健康診断実施の確認書類
<p>1 労働基準監督署に「定期健康診断結果報告書」を提出している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記(1)～(3)の条件を満たす定期健康診断結果報告書(写し) <ul style="list-style-type: none"> (1) 本社または札幌市内の支店等を管轄する労働基準監督署に提出したもの (2) 労働基準監督署の受付印または産業医の記名押印(署名でも可)のあるもの (3) 審査基準日の1年前の日以降に提出した最新のもの ※上記の写しが提出できない場合は、下記2の申出書を提出して下さい。 <p>2 労働基準監督署に「定期健康診断結果報告書」を提出していない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定様式7「健康診断を実施していることの申出書」

社会保険等(雇用保険、健康保険及び厚生年金保険)の加入確認書類	
<p>1 建設業の経営事項審査を受けている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営事項審査結果の通知書(写し) <ul style="list-style-type: none"> ※通知書の審査基準日が本申請の審査基準日の1年7か月前の日以降の最新のもの ※ただし、「無」と表示されている項目については、別途下記2の確認書類が必要です。 <p>2 建設業の経営事項審査を受けていない、または経営事項審査結果の通知書に「無」と表示されている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険の種類ごとに下表のいずれかの書類を提出してください。 	
保険の種類	必要書類
雇用保険	<p>1 労働保険料の領収書(直近分の写し) 労働局又は労働保険事務組合発行のもの</p>
	<p>2 雇用保険適用事業所設置届(事業者控えの写し) ※最近加入した場合</p>
	<p>3 指定様式8「社会保険等加入の義務がないことの申出書」 ※加入義務がない場合</p>
健康保険 及び 厚生年金保険	<p>1 年金事務所発行の保険料納入告知額・領収済額通知書(直近分の写し) ※全国健康保険協会に加入している場合</p>
	<p>2 健康保険組合の保険料の領収書及び 厚生年金保険の領収書(それぞれ直近分の写し) ※健康保険組合に加入している場合</p>
	<p>3 建設国保加入証明書(原本)及び 厚生年金保険の領収書(直近分の写し) ※建設国保組合に加入している場合</p>
	<p>4 健康保険・厚生年金保険新規適用届(事業者控えの写し) ※最近加入した場合</p>
	<p>5 指定様式8「社会保険等加入の義務がないことの申出書」 ※加入義務がない場合</p>

※ (指定様式7)、(指定様式8)は札幌市役所ホームページ - 「観光・産業・ビジネス」 - 「入札・契約」 - 「入札参加資格情報」の「追加登録申請受付について」 - 「6各種申請区分の手続き方法(物品・役務)」の「1申請手続き関係書類等」「(2)申請に必要な各種様式」から取得してください。

※ 提出いただく領収書等の写しについては、直近に納付したもの(一期分のみ)で結構です。

業 種 分 類 表

大分類	中分類	小分類	取扱品目(業務)
製 造 業	1 一般機械器具製造業	(1) ボイラ・原動機	
		(2) 農業用機械	
		(3) 建設機械	
		(4) 事務用機械	
		(5) 特殊産業用機械	
		(6) その他一般機械器具	1:水処理機 2:空調機器 3:汚水処理機械類 4:給水機器 5:水道資材 6:油圧ホース 7:バルブ 8:エアフィルター 9:高圧ゴムホース
	2 電気機械器具製造業	(1) 発電用・送電用	10:制御盤 11:配電盤 12:変圧器 13:発電機 14:遮断機 15:受変電設備
		(2) 通信機械器具	
		(3) 電子計算機・同付属装置	
		(4) 電子応用装置	
		(5) 電気計測器	
		(6) 電子機器・通信機器用部品	
		(7) その他電気機械器具	16:街路灯
	3 輸送機械器具製造業	(1) 自動車・同付属品	17:架装部分 18:自動車エンジン 19:消防用車両
		(2) 鉄道車両・同部品	
		(3) 航空機・同付属品	
		(4) その他輸送用機械器具	
	4 精密機械器具製造業	(1) 計測器・測定器・分析機器・試験機	
		(2) 測量機械器具	
		(3) 医療用機械器具・医療用品	
		(4) 理化学機械器具	
(5) 光学機械器具・レンズ			
(6) その他精密機械器具			
5 繊維製品製造業	(1) 繊維製品	20:テント 21:幕旗	
6 木材・木製品製造業	(1) 木材・木製品		
7 家具・装飾品製造業	(1) 家具・装飾品	22:児童・生徒用机 23:児童・生徒用椅子	
8 紙・紙加工品製造業	(1) 紙・紙加工品	24:製図用紙 25:製図フィルム類	

大分類	中分類	小分類	取扱品目(業務)
製造業	9 化学工業製品製造業	(1) 化学肥料	
		(2) 無機化学工業製品	
		(3) 有機化学工業製品	26:ビニール 27:ゴミ袋
		(4) 医薬品	
		(5) 油脂加工製品	28:洗剤
	10 石油・石炭製品製造業	(1) 石油・石炭製品	29:アスファルト
	11 皮革製品製造業	(1) 皮革製品	
	12 プラスチック製品製造業	(1) プラスチック製品	
	13 ゴム製品製造業	(1) ゴム製品	
	14 窯業・土石製品製造業	(1) ガラス・同製品	
		(2) セメント・同製品	30:ヒューム管 31:生コンクリート製品
		(3) その他窯業・土石製品	32:アスファルト混合物 33:アスコン
	15 鋼材・鉄鋼等製造業	(1) 鋼材・鉄鋼等	34:鉄蓋
	16 金属製品製造業	(1) 暖房装置・配管工事用付属品	
		(2) 建設用・建築用金属製品	35:フェンス(アルミ材を除く。) 36:鉄骨 37:ベランダ 38:橋梁鉄骨
		(3) 金属プレス製品	
		(4) その他金属製品	39:金属製くずかご 40:ガレージ 41:シャッター
	17 食料品・飲料製造業	(1) 食料品・飲料	
	18 出版・印刷業	(1) 出版	
		(2) 印刷	42:一般印刷 43:フォーム印刷 44:地図印刷 45:特殊印刷
(3) 製本			
19 その他製造業	(1) 看板・標識		
	(2) 玩具・運動競技用具		
	(3) 他に分類されない製造業	46:印判 47:遊具 48:モニュメント 49:美術品 50:模型物	

※留意事項あり
(P.12参照)

大分類	中分類	小分類	取扱品目(業務)
卸 小 売 業	1 一般機械器具卸小売業	(1) ボイラ・原動機	
		(2) 農業用機械	51:トラクター 52:芝刈り機 53:スプリンクラー(消防用を除く。)
		(3) 建設機械	
		(4) 特殊産業用機械	
		(5) 消防用機械器具	54:屋内消火栓用ホース 55:防災資機材 56:消防車両用ホース
		(6) 厨房用機械器具	57:ガス器具 58:洗浄器具 59:消毒保管庫
		(7) 事務用機械器具	60:複合機 61:発券機 62:トナー
		(8) その他一般機械器具	63:スノーポール 64:空調機器 65:除雪機 66:レベルマンホール 67:エアーフィルタ 68:水道資材 69:物置・プレハブ 70:ポリッシャー 71:バキューム
	2 電気機械器具卸小売業	(1) 発電用・送電用	
		(2) 通信機械器具	72:無線機
		(3) 電子計算機・同付属装置	73:パソコン 74:ルーター 75:デジタルカメラ
		(4) 電子応用装置	
		(5) 電気計測器	
		(6) 電子機器・通信機器用部品	
		(7) その他電気機械器具	76:音響映像機器 77:プロジェクター 78:電光板 79:信号機 80:回転灯 81:蓄電池
	3 輸送機械器具卸小売業	(1) 自動車・同付属品	82:大型特殊車両用タイヤ 83:普通自動車用タイヤ 84:大型自動車用タイヤ 85:乗用車(新車) 86:軽自動車(新車) 87:タイヤチェーン
		(2) 鉄道車両・同部品	
		(3) 航空機・同付属品	88:ヘリコプター 89:ヘリコプター部品
		(4) その他輸送用機械器具	90:オートバイ 91:スクーター 92:自転車 93:スノーモービル
	4 精密機械器具卸小売業	(1) 計測器・測定器・分析機器・試験機	94:水道メーター 95:ガスメーター
		(2) 測量機械器具	
		(3) 医療用機械器具・医療用品	96:CTスキャナー 97:X線装置 98:車椅子 99:輸液ポンプ 100:心電計 101:電動車椅子 102:介護用ベッド 103:除細動器 104:スピッツ管 105:ディスプレイ 106:ショックパンツ
		(4) 理化学機械器具	
		(5) 光学機械器具・レンズ	107:写真用品 108:顕微鏡 109:時計 110:カメラ(デジタルカメラは「2 電気機械器具卸小売業 (3) 電子計算機・同付属品」を参照)
		(6) その他精密機械器具	111:オゾン脱臭機 112:車椅子用昇降機
	5 繊維製品卸小売業	(1) 繊維製品	113:作業衣 114:防寒衣 115:制服 116:旗 117:国旗 118:横断幕 119:布団 120:毛布 121:寝袋
	6 皮革製品卸小売業	(1) 皮革製品	122:革靴 123:革手袋 124:ゴム長靴 125:ゴム手袋 126:雨衣 127:防水前掛け
	7 化学工業製品卸小売業	(1) 化学工業製品	128:凍結防止剤 129:融雪剤 130:塩ビ管 131:乳剤 132:ビニールシート 133:塩化カルシウム 134:ばいじん処理薬剤
8 医薬品・化粧品卸小売業	(1) 医薬品・化粧品	135:紙おむつ 136:医薬品	

(別表5)

大分類	中分類	小分類	取扱品目(業務)	
卸 小 売 業	9 窯業・土石製品卸小売業	(1) セメント・同製品		
		(2) その他窯業・土石製品	137:砂利 138:碎石 139:火山灰 140:土 141:再生アスファルト 142:アスファルト混合物 143:滑り止め材 144:溜桷 145:黒鉛電極	
	10 建築材料卸小売業	(1) 建築材料	146:木材 147:鋼材 148:レンガ 149:タイル 150:アルミサッシ 151:シャッター 152:単管 153:防球ネット 154:業務用テント 155:グレーチング	
	11 燃料卸小売業	(1) 燃料	156:白灯油 157:プロパンガス 158:木炭 159:薪 160:潤滑油	
	12 家具・建具・什器卸小売業	(1) 家具・建具・什器	161:机 162:椅子 163:パーティション 164:カーテン 165:ブラインド 166:暗幕 167:移動式書庫 168:耐火金庫 169:畳	
	13 金物・荒物・日用品卸小売業	(1) 金物・荒物・日用品	170:ストーブ 171:食器 172:スノコ 173:強化磁器食器 174:石けん 175:軍手 176:タオル 177:養生用クロステープ 178:家庭用洗剤 179:贈答品(食料品を除く)	
	14 書籍・文房具・印判卸小売業	(1) 書籍・文房具・印判	180:図書館用書籍 181:その他書籍 182:新聞 183:紙 184:文房具 185:画材 186:封筒 187:映像DVD	
	15 運動競技用具・遊具卸小売業	(1) 運動競技用具・遊具	188:公園遊具 189:コンビネーションマシン 190:運動着 191:スポーツ用靴 192:レジャー用テント	
	16 がん具・娯楽用品・楽器卸小売業	(1) がん具・娯楽用品・楽器	193:きぐるみ 194:おもちゃ 195:邦楽器 196:洋楽器	
	17 食料品・飲料卸小売業	(1) 食料品・飲料	197:食塩 198:茶 199:馬肉(動物用食肉) 200:冷凍鶏(動物用食肉) 201:米 202:贈答品(食料品) 203:非常食(五目御飯) 204:非常食(パンの缶詰) 205:非常食(クラッカー)	
	18 農耕用品卸小売業	(1) 農耕用品	206:芝生 207:樹木 208:苗 209:花 210:人工芝 211:農薬 212:縄 213:むしろ 214:竹 215:街路樹用支柱 216:園芸用土 217:自動車 218:自転車 219:鉄屑 220:非鉄屑 221:アルミ缶 222:不用古紙 223:新聞紙 224:木屑 225:タイヤ 226:廃油 227:レントゲンフィルム	
	19 再生資源	(1) 再生資源	228:美術品(絵画) 229:美術品(彫刻) 230:その他美術品 231:工芸品 232:トロフィ 233:カップ 234:盾 235:モニュメント	
	21 電力業	※資格要件あり (P.24参照)	(1) 電力供給業	
			(2) 電力購入業	
	22 その他卸小売業	(1) 他に分類されない	236:仮設トイレ 237:動物等(鯉以外) 238:鯉	

大分類	中分類	小分類	取扱品目(業務)
一 般 サ ー ビ ス 業	1 運輸・通信業	(1) 道路旅客運送業	
		(2) 道路貨物運送業	239:引越し
		(3) 倉庫業	
		(4) 運輸に付帯するサービス業	240:旅行
		(5) 電気通信業	
		(6) その他運輸・通信業	
	2 洗濯業	(1) 普通洗濯業	
		(2) リネンサプライ業	241:貸しおむつ
		(3) その他洗濯業	242:寝具消毒・乾燥
	3 写真業	(1) 一般写真業	
		(2) 商業写真業	
		(3) 写真現像・焼付業	
	4 車両整備業	(1) 自動車整備業	
		(2) 特殊車両整備業	
		(3) 高速電車整備業	
		(4) 路面電車・索道整備業	
		(5) その他車両整備業	
	5 機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業	(1) 一般機械器具保守・修理業	243:ボイラ・原動機 244:農業用機械 245:建設機械 246:特殊産業用機械 247:消防用機械器具 248:厨房用機械器具 249:事務用機械器具
		(2) 電気機械器具保守・修理業	250:発電用・送電用機械器具 251:通信機械器具 252:電子計算機・同付属装置 253:電子応用装置 254:電気計測器 255:家庭用電気製品 256:照明器具
		(3) 精密機械器具保守・修理業	257:計測器・測定器・分析機器・試験機 258:測量機械器具 259:医療用機械器具・医療用品 260:理化学機械器具 261:光学機械器具・レンズ
		(4) 家具修理業	
		(5) 市有施設等小規模修繕業	262:火葬炉 263:遊具 264:塗装 265:屋根 266:防水 267:左官 268:建具 269:内装 270:畳 271:錠・鍵
		(6) その他保守・修理業	272:電車等の内外装 273:時計修理 274:楽器修理・調整・修正 275:黒板
	6 物品賃貸業	(1) 総合リース業	276:プレハブ 277:倉庫 278:トイレ
		(2) 産業用機械器具賃貸業	339:建設機械
		(3) 事務用機械器具賃貸業	
		(4) 自動車賃貸業	279:レンタカー(乗用車) 280:レンタカー(乗用車以外) 281:車両リース
(5) その他物品賃貸業			

大分類	中分類	小分類	取扱品目(業務)
一般サービス業	7 映画・ビデオ制作業、放送業	(1) 映画・ビデオ制作、配給業	
		(2) 映画・ビデオサービス業	
		(3) 放送業	
	8 情報サービス、研究・調査企画サービス業	(1) ソフトウェア業	
		(2) 情報処理サービス業	282:データ入力代行
		(3) 情報提供サービス業	283:不動産情報 284:交通運輸情報 285:気象情報 286:科学技術情報
		(4) その他情報サービス、研究・調査企画サービス業	287:市場調査 288:アンケート調査
	9 広告業	(1) 広告代理業	
		(2) その他広告業	289:イベント運営 290:パネル展運営
	10 速記・筆耕・複写業	(1) 速記・筆耕業	291:ワープロ入力請負
		(2) 複写業	292:青焼き・図面複写 293:地図複製 294:マイクロ写真 295:複写サービス(*申請にあたっては、手引き「申請業種に係る留意事項」を参照してください。)
	11 計量証明業	(1) 一般計量証明業	
		(2) 環境計量証明業	296:環境測定分析 297:作業環境測定分析 298:土壌汚染測定分析 299:水質汚濁測定分析 300:浮遊粉じん測定分析 301:放射能等測定分析
		(3) その他計量証明業	302:金属・鉱物分析 303:貨物以外の質量証明 304:環境以外の濃度計量証明
	12 建物清掃業	(1) 建物一般清掃業	
		(2) じゅうたんクリーニング業	
		(3) 高層外装清掃業	
	13 建物環境衛生管理業	(1) 室内空気環境測定業	
		(2) 水質検査業	
		(3) 貯水槽清掃業	
		(4) ねずみ・昆虫等防除業	
(5) 空気調和用ダクト清掃業			
(6) 排水管清掃業			
14 警備業 ※資格要件あり (P.24参照)	(1) 施設警備業	340:巡回警備(1号) 341:施設常駐警備(1号) 342:駐車場整理(1号)	
	(2) 機械警備業		
	(3) その他警備業	343:雑踏警備(2号) 344:交通誘導警備(2号) 345:貴重品等運搬警備(3号) 346:身辺警備(4号)	

大分類	中分類	小分類	取扱品目(業務)	
一般サービス業	15 建物設備等保守管理業	(1) 電気設備保守業	305:電気保安管理業務 306:通信設備保守	
		(2) 機械設備保守業	307:給排水設備保守 308:空調設備保守 309:冷暖房設備保守 310:衛生設備保守 311:自動ドア保守 312:エレベーター保守 313:エスカレーター保守 314:クレーン設備保守	
		※資格要件あり (P24参照)	(3) 消防設備保守点検業	
		(4) 電話交換業		
		(5) その他建物設備等保守管理業	315:受付案内 316:車両清掃 317:地下タンク保守	
	16 廃棄物処理業	(1) 一般廃棄物処理業	318:し尿収集運搬・処分 319:浄化槽清掃・保守点検 320:ごみ収集運搬・処分	
		(2) 産業廃棄物処理業	321:産業廃棄物収集運搬・処分 322:特別管理産業廃棄物収集運搬・処分	
		(3) その他廃棄物処理業		
	17 医療業、保健衛生サービス業	(1) 検査業	323:臨床検査 324:井戸施設水質検査	
		(2) 消毒業	325:電話機消毒	
		(3) 医療事務・その他医療業・保健衛生サービス業	326:診療報酬請求 327:診療受付 328:診療情報管理 329:健康診断	
	18 給食業	(1) 給食業		
		(2) 食器洗浄業		
	19 専門サービス業	(1) デザイン業		
		(2) 翻訳業		
		(3) 通訳業、通訳案内業		
	20 除雪サービス業	(1) 排雪運搬業	※資格要件あり (P24参照)	
		(2) 構内除排雪業		
	21 公園街路樹等管理業	(1) 公園街路樹等管理業	※資格要件あり (P24参照)	
		(2) 庭園等管理業		
	22 上下水道施設等維持管理業	(1) 水道施設維持管理業	330:水道メーター取替等 331:上水道施設清掃等 332:洗管	
		(2) 下水道処理施設維持管理業	333:下水道施設運転管理 334:下水道管路施設清掃等 335:下水道メーター検針	
	23 その他サービス業	(1) 労働者派遣業	336:イベント保育・託児	
(2) 他に分類されないサービス業		337:標本 338:クレジットカード業 347:封入封緘 348:アスベスト測定分析		

一般サービス業に関する許可・登録等コード表

●運輸・通信業（中分類1）・物品賃貸業（中分類6）・除雪サービス業（中分類20）関係

コード番号			許可・登録等名称	小分類
1	0	1	運輸支局許可書(自家用自動車貸渡許可)	中分類6:(4)自動車賃貸業
1	0	2	一般貨物自動車運送事業許可 (排雪運搬業に申請する場合は許可書の写しを必ず提出すること。)	中分類1:(2)道路貨物運送業
				中分類20:(1)排雪運搬業

●計量証明業(中分類11) 関係

コード番号			許可・登録等名称	小分類
1	0	3	計量証明事業登録証(濃度－大気)	(2)環境計量証明業
1	0	4	計量証明事業登録証(濃度－水又は土壌)	
1	0	5	計量証明事業登録証(特定濃度－大気)	
1	0	6	計量証明事業登録証(特定濃度－水又は土壌)	
1	0	7	計量証明事業登録証(音圧レベル)	
1	0	8	計量証明事業登録証(振動加速度レベル)	
1	0	9	臭気判定士	

●建物清掃業（中分類12）関係

コード番号			許可・登録等名称	小分類
1	1	0	建築物清掃業登録証明書	(1)～(3)全て
1	1	1	建築物環境衛生管理技術者	(1)建物一般清掃業
1	3	9	医療関連サービスマーク(院内清掃)	(1)建物一般清掃業
1	1	2	労働安全衛生法上の特別教育修了証明書(ゴンドラ扱い)	(3)高層外装清掃業

●建物清掃業（中分類12）・建物環境衛生管理業（中分類13）共通

コード番号			許可・登録等名称	小分類
1	1	3	建築物環境衛生総合管理業登録証明書	中分類12:(1)～(3)全て
				中分類13:(1)室内空気環境測定業
				中分類13:(2)水質検査業

●建物環境衛生管理業（中分類13）関係

コード番号			許可・登録等名称	小分類
1	1	4	建築物空気環境測定業登録証明書	(1)室内空気環境測定業
1	1	5	建築物飲料水水質検査業登録証明書	(2)水質検査業
1	1	6	建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書	(3)貯水槽清掃業
1	1	7	建築物ねずみ昆虫等防除業登録証明書	(4)ねずみ・昆虫等防除業
1	1	8	建築物空気調和用ダクト清掃業登録証明書	(5)空気調和用ダクト清掃業
1	1	9	建築物排水管清掃業登録証明書	(6)排水管清掃業

●警備業（中分類14）関係

コード番号			許可・登録等名称	小分類
1	2	0	警備業の標識(標識の写しを必ず提出すること。)	(1)～(3)全て
1	2	1	営業所設置等届出書(届出書の写しを必ず提出すること。)	(1)～(3)全て
1	2	2	機械警備業務開始届出書(届出書の写しを必ず提出すること。)	(2)機械警備業

●建物設備等保守管理業（中分類15）関係

コード番号			許可・登録等名称	小分類
1	2	3	電気主任技術者	(1)電気設備保守業
1	2	4	電気工事士	(1)電気設備保守業
1	2	5	ボイラー技士(1級以上)	(2)機械設備保守業
1	2	6	冷凍機械責任者	(2)機械設備保守業
1	2	7	消防設備業届出書(届出書の写しを必ず提出すること。)	(3)消防設備保守点検業
1	2	8	消防設備士又は消防設備点検資格者	(3)消防設備保守点検業
1	2	9	防火対象物点検資格者	(3)消防設備保守点検業
1	3	0	防災管理点検資格者	(3)消防設備保守点検業
1	3	1	電話オペレーター技能検定要綱による認定資格又は電話応対技能検定(もしもし検定)	(4)電話交換業

●廃棄物処理業（中分類16）関係

コード番号			許可・登録等名称	小分類
1	3	2	一般廃棄物収集運搬業許可証	(1)一般廃棄物処理業
1	3	3	一般廃棄物処分業許可証	(1)一般廃棄物処理業
1	3	4	産業廃棄物収集運搬業許可証	(2)産業廃棄物処理業
1	3	5	産業廃棄物処分業許可証	(2)産業廃棄物処理業
1	3	6	廃棄物再生事業者登録許可	(3)その他廃棄物処理業

●公園街路樹等管理業（中分類21）関係

コード番号			許可・登録等名称	小分類
1	3	7	造園工事業の建設業許可(通知書の写しを必ず提出すること。)	(1)公園街路樹等管理業

●上下水道施設等維持管理業（中分類22）関係

コード番号			許可・登録等名称	小分類
1	3	8	下水道処理施設維持管理業者登録	(2)下水道処理施設維持管理業

●その他サービス業（中分類23）関係

コード番号			許可・登録等名称	取扱品目
1	4	0	石綿分析に係るクロスチェック事業認定証(Bランク以上)	アスベスト測定分析
1	4	1	石綿分析技術評価事業合格認定技術者(評価区分3、4についてはBランク以上の者)	アスベスト測定分析